平成24年10月29日

各 位

会 社 名　広島ガス株式会社
代表者名　代表取締役　社長執行役員　田村　興造
（コード番号　9535　東証第二部）
問合せ先　執行役員 総務部長　久保　賢司
TEL　082-252-3001（総務部）

訴訟の判決に関するお知らせ

平成22年5月12日付「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社および広島ガス開発株式会社他5名を被告とする訴訟が提起されておりましたが、本年10月25日付で広島地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．判決のあった裁判所及び年月日
（１）裁　判　所：広島地方裁判所
（２）年　月　日：平成24年10月25日

２．判決の内容
（１）原告の請求をいずれも棄却する。
（２）訴訟費用は原告の負担とする。

３．訴訟を提起した者および訴訟の提起を受けた者

訴訟を提起した者（原告）			訴訟の提起を受けた者
名　称	本店所在地	代表者の役職・氏名	
エムシー中国建機株式会社	広島市中区橋本町10番10号	代表取締役 中尾　浩	当社他5名

４．訴訟の内容および損害賠償請求額

名　称	訴訟の提起があった年月日	内 容	金 額
エムシー中国建機株式会社	平成21年6月8日 （訴状送達日　平成21年6月26日）	損害賠償請求	151百万円（注）

（注）平成24年7月10日付で37百万円分の請求減縮申立がなされております。

５．訴訟の経緯

平成21年3月、当社の連結子会社である広島ガス開発株式会社（以下、ＨＧＫ社）において、複数の取引先との間で実体を伴わない循環取引が行われていたことが判明したことにともない、当該取引に参加していた原告より、ＨＧＫ社の民事再生申立により未回収となった約束手形金額相当について、損害の賠償を求められたものです。

当社といたしましては、原告の求める損害賠償責任はいずれもないことを主張し、本件訴訟に対応してまいりました。

６．今後の見通し

上記のとおり、当社の主張が認められた判決が下されました。また、平成25年3月期業績に与える影響はございません。なお、本判決に対して、原告より控訴が提起された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応してまいります。

以　上